

下関市入札監視委員会（第1回）審議概要

開催日時	平成22年5月19日 13:30		
場所	下関市勤労福祉会館 第4会議室		
委員	中谷正行（弁護士） 太田周二郎（大学教授） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審議対象期間	平成22年1月1日 ～ 平成22年3月31日		
審議対象総件数	136件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	60件	平成21年度 阿川田耕線道路改良工事（第2工区）
	指名競争入札	57件	平成21年度 都市計画道路松原長府駅前線道路改良事業（第2工区）
	随意契約	19件	下関市立豊北歴史民俗資料館増築工事
指名停止等の運用状況	2件2社		
議事概要及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>平成21年度 阿川田耕線道路改良工事 (第2工区)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>条件付き一般競争入札を行う基準は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、設計金額が500万円以上の工事案件は一般競争入札とし、130万円以上500万円未満の場合は指名競争入札としている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旧豊北町内の工事であるが、町内の業者に限定するなどの考えはなかったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内業者での施工が可能と判断したが、旧豊北町に限定すると業者が限られるため、市内に本店がある者とした。なお、参加者に求める工事評点について、旧郡部の業者への基準を旧市の業者の基準より下げて旧郡部の業者が参加しやすい環境とした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>設計価格と落札額の差が大きく、最低制限価格に近い落札額だが原因は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き今年度も試行で最低価格調査を実施する予定。今年度末には当面の動向を説明できると思うが、どういう形かといえば、類似する工事の予定価格を事後公表し、入札比率がどのようになっているかという調査をした上で年度末を目安に取り扱いを決める予定である。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施工延長等、工事全体の規模はどの程度か。また、今後どの位かかる見込みか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施工総延長は約1,200mで、内21年度は328mを施工し、今年度も継続事業で工事を行っている。今年度を含めあと2年、3年程度かかる見込み。</li> </ul>
<p>平成21年度 都市計画道路松原長府駅前線道路改良事業 (第2工区)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設計額から一般競争入札に付すべき事案と考えるが、優良業者指名競争入札とした理由は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事内容や現場の状況により、通常より高度な現場管理の確保が必要であるとの観点から、工事成績や地域貢献度等を評価できる優良業者指名競争入札とした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低価格入札により、下請業者などへのしわ寄せを防止するため独自の条例を定める向きがあると聞くが本市はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働者の保護等を目的に公契約条例を定める動きがあるが、本市では、国の動向や他都市の状況等にも注視しながら慎重に対処していきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路改良工事は、歩道部分を含めた工事が一般的か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 松原長府駅前線の工事については、歩道も含めた工事になっている。</li> </ul>
<p>下関市立豊北歴史民俗資料館増築工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成20年度に発注した2期工事の段階で既に本工事の必要性も予想されていたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2期工事との連結を当時から考えていたが、県の指定文化財ということで時間もかかり、一括での発注は難しいと判断した。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>文化財の保存修理工事とエレベーター棟の建設工事を一緒に行わなかった理由は。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>文化財等建造物は建築基準法や文化財保護法をクリアしなければならない点があり、文化財とエレベーター棟の工事を一緒に行うと期限までに建築基準法等の要件を満たす工事の完成が難しいとの判断から保存工事を優先した。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>予定価格と契約金額との差が少ないが、発注金額が高いということはないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「競争入札に付することが不利」を理由に随意契約とし、工事の円滑実施のためには既発注工事と一体不可避であり金額だけではない。また予定価格の設定にあたり、工事現場が輻輳すること等のリスクを軽減できることを想定した額としており適切と考える。</li></ul>